

第5章

次世代を支える 基盤づくり

- 第1節 都市基盤の整備
- 第2節 都市環境の創出
- 第3節 交通基盤の整備
- 第4節 情報化の推進



商業・業務機能が集積し、人々の居住やレクリエーション等の場である都市については、活力と賑わいに満ち、利便性が高く、安全で暮らしやすい空間の形成を図っていく必要があります。このような魅力ある都市づくりを進めていくため、地域の個性や特徴に配慮しながら、都市施設の整備を計画的に推進します。さらに、高齢化や情報化等の社会変化に対応したまちづくりを進めていくとともに、良質な住宅・宅地の供給を進めます。

現況と課題

1. インター周辺整備

平成4年3月に中国自動車道加西インターチェンジが開通以来、その大きな利便性を有効に利用した周辺整備が強く望まれています。しかし、インター周辺は、広大な農地であるため、その農業施策との調整が大きな課題となっています。

2. 市街地整備

加西市は、150.44km²の広大な市域のうち北部の山林部分を除く118.24km²が都市計画区域となっており、その内市街化区域は、飛地の工業団地を含め、4.79km²にとどまっております。都市構造は、北条地区中心の一点集中型となっています。

市街地の構造は、主要地方道三木山崎線が南東から北西に貫き、北条鉄道北条町駅の北西に古くから商業地区が形成されています。また、その南西には市の基幹産業といえる大手家電メーカーがあり、都市の活力の源となっています。市街地は、このように北条鉄道北条町駅の西部を中心に発達してきましたが、東部において区画整理事業が実施され公共公益施設、商業施設、住宅地などが整備されるにつれて、市街地の中心が東部へと移行しています。

一方、西部の市街地においては、商業施設の住宅地化、未利用地でのスプロール化が進んでおり、その活性化と計画的なまちづくりが望まれます。

土地区画整理事業については、市街地東部で74.3haを実施しましたが、市街化区域内には農地など未整備の空地もまだ残っており、計画的な市街地づくりが望まれます。

北条鉄道北条町駅周辺は、商店街等昔ながらの土地利用がなされ、駅前広場、都市計画道路等公共施設も未整備の状態でした。北条鉄道の利用増進と合わせて、商業・業務の中心地とするため、現在進められている本地域の市街地再開発事業の一日も早い完了と適切かつ効果的な施設運用が望まれます。

加西市の市街化区域は市域全体の3.2%にすぎず、都市計画区域の大半が市街化調整区域となっています。活力ある都市構築のため、加西イ

ンターチェンジによる広域交通利便性を活して広大な市域の利用の増進を図り、自然環境との調和に努めながら、市街化調整区域においても計画的な土地利用が望まれます。

3. 農村整備

加西市は、北条地区等の市街地を除いた大半で農村的色彩が強い状況となっていますが、生活環境基盤の整備の実施等により、生産環境・生活環境とも、課題を残しつつも以前より大幅に改善しています。

また、農業以外の分野における兼業としての安定的な雇用機会の不足等が後継者の農村からの流出を招いており、過疎化、高齢化の要因にもなっています。

緑豊かな田園文化都市を目指す加西市にとって、人的、物的に経済を支える農村整備は重要な課題であり、生活基盤や生活圏を保持しつつ、快適で安全な生活を確保するため、都市的要素と農村的要素が共存する生活環境の基盤整備を図る必要があります。

4. 住宅・宅地政策の推進

若者の定着する魅力あるまちづくりを進めるためには、住宅の確保が不可欠であり、住宅団地開発、勤労者向け住宅、民間活力による住宅の建設など、良好な居住環境の整備推進等を図り、住宅の供給を促進する必要があります。

住宅の持ち家率は、87.7%（県平均60.7%）と非常に高くなっていますが、生活様式の変化や核家族化の進行に伴い、建替、増改築時期にきている住宅もかなり見られます。

居住形態を見ると、農村内での夫婦と子ども、三世同居等の形態が多く、今後も農村集落の持ち家を中心に個別建替が行われていくものと想定されますが、戸建分譲、マンション等多様な居住形態に対応した住宅の充実も求められています。

雇用の拡大、核家族化、単身世帯の増加などの新たな住宅需要に対しては、景気や少子化の影響があるものの依然として借家需要、持ち家需要があるものと予測されることから、その供給への取り組みが必要です。

住宅の所有関係（平成7年）

延べ面積 (㎡)	総数	主世帯					間借り
		総数	持ち家	公営・公団 公社の 借家	民営の 借家	給与 住宅	
世帯数	13,616	13,570	11,684	725	750	411	46
0~29	539	526	40	170	229	87	13
30~49	858	834	234	296	177	127	24
50~69	1,052	1,046	498	223	192	133	6
70~99	1,933	1,931	1,768	35	92	36	2
100~149	3,426	3,425	3,364	1	40	20	1
150以上	5,808	5,808	5,780	0	20	8	0

資料：都市整備部

5. 上水道事業の充実

加西市の上水道事業は、市域に飲料水の供給に足りる水源がなく、兵庫県、市川町などから全ての浄水（飲料水）を購入して市民に供給しています。

昭和59年度末で、ほぼ全市域に配水管が布設され、上水道の供給が可能となりました。現在は、平成20年度を目途に第7次拡張事業を実施しています。

水道用水の安定的な供給を行うため、老朽施設および配水管網の整備が重要な課題となっています。

市域全般的に、自家水源を利用する家庭が多いことから、生活環境の改善、公衆衛生の上からも水道用水の利用を促進する必要があります。

6. 下水道事業の推進

下水道の整備は、市民生活の基礎的な施設であり、ため池、河川等公共用水域の水質保全のために不可欠なものです。

加西市では、加古川流域下水道計画の中で、公共下水道全体区域を設定し、昭和53年以降順次整備を進めており、平成10年には全体区域を2,624haに拡大し、市内で計画されている大規模な工場や住宅等の開発にも対応しています。また、公共下水道計画区域外においては、農業集落排水事業、コミュニティ・プラント整備事業、個別合併処理浄化槽事業などの手法を用い、整備を進めています。

生活排水については、兵庫県の「2004年（平成16年）生活排水99%大作戦」を受けて「生活排水処理施設整備計画」を策定し、平成18年までに市全域で生活排水の処理を行うことを基本方針として整備を進めていますが、平成13年3月末現在で、市全体の下水道整備率は約62%という状況にあります。

生活排水処理施設整備には、多額の費用がかかることから、財政負担についても留意する必要があります。

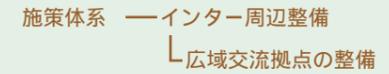


施策

1. インター周辺整備

基本方向

高速道路の利便性を最大限に活用した広域交流拠点の整備を促進します。



（広域交流拠点の整備）

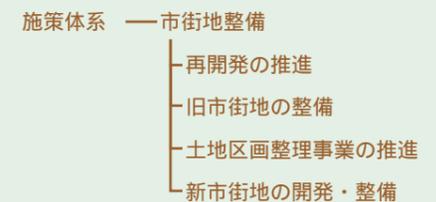
加西市の玄関口に位置する中国自動車道加西インターチェンジ周辺に、その利便性を最大限に活用し、加西市の新しい拠点エリアとして、人、物、情報が行き交い、地域の活性化を支援する広域交流拠点として整備を進めます。整備にあたっては、現行の農業施策との調整を図りつつ、都市的整備手法を検討し、流通業務系施設、産業・商業系施設、レクリエーション施設、住宅地等の誘致・建設を進め、周辺環境とバランスのとれた、特徴のある複合的な開発を推進します。

一方、その他の優良農地については、ほ場整備事業を実施し、農業基盤の整備を行うとともに、無秩序な開発を防止し、保全を図ります。

2. 市街地整備

基本方向

都市計画マスタープラン（策定中）に基づき、今後の都市計画事業を推進します。また、都市部における土地の高度利用を図るため、北条町駅周辺における市街地再開発事業を促進するとともに、都市施設の未整備な既成市街地における区画整理事業や旧市街地の整備を促進します。



（再開発の推進）

北条鉄道北条町駅周辺の商店街の近代化と都市計画道路、駅前広場等の整備を図るため、「加西市中心市街地活性化基本計画」に基づき商業活性化支援策を活用しながら市街地再開発事業を推進します。

北条町駅東部についても、各種市街地整備手法を活用し、道路等の公共施設整備を行うとともに、都市景観の形成に配慮したまちづくりを行うことを検討します。





市街地再開発事業

(旧市街地の整備)

中心市街地において、商業等の活性化および市街地の整備改善の各種行政施策を組み込んだ魅力ある街づくりを推進します。
市街地西部の地域においては、住環境整備事業等の手法を検討し、計画的なまちづくりに取り組むとともに、神社仏閣と、宿場街道の名残を残す地域においては、その保存と整備を図り、ゆとりとうるおいのあるまちづくりを推進します。
都市基盤が未整備で、木造老朽住宅等が密集している区域について、密集住宅市街地整備促進事業等により、防災力の向上と良好な住環境の整備を推進します。
平成10年5月に市街化区域に編入した中野地区については、地区施設等の整備の推進を図ります。

(土地区画整理事業の推進)

市街化区域の土地利用の増進を図るため、井ノ岡大坪地区、西上野地区、さらには高室地区について土地区画整理事業の推進を図ります。

(新市街地の開発・整備)

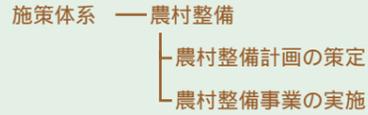
計画的に開発・整備事業を誘導し、市域の合理的利用と秩序ある発展を図るため、新市街地の開発・整備を加西市国土利用計画に基づき推進します。
住宅団地開発については、周辺環境との調和等、良好な住環境の確保に努めながら推進します。
市街化区域内の用途地域については、市街地の動向、将来の土地利用等を考慮しつつ、土地利用区分を定め、秩序あるまちづくりを推進します。

3. 農村整備

基本方向

農村地域は、農産物や木材等の生産の場としてだけでなく、水源のかん養や洪水の防止といった市土の保全、緑あふれるうるおいある空間の提供等を通じ、市民生活の安定と向上に大きな役割を果たしています。こうした役割をさらに

発展させ、文化と活力に満ちた魅力ある農村地域の創造を推進します。



(農村整備計画の策定)

地域固有の集落生活圏、小学校区、中学校区と段階的な生活圏が形成されていますが、今後特に中学校区程度の地域核機能強化のための公共施設整備の整備を図ります。
各集落を包含する生活圏を設定し、その集落周辺の開発計画など将来の市街化の要因と地域農業の見通しのもと、各地区の10年後の目標を定め、住宅地、道路、用排水路、集落中心地、公民館、教育施設、商業施設等の調和のとれた土地利用計画と良好な生活環境の整備方針を定めます。
給排水等生活環境の保全と樹木、ため池等自然環境の保全に留意し、道路、広場、駐車スペース、植込みのある歩行者道など、建物が周囲の景観と調和するよう計画を策定します。

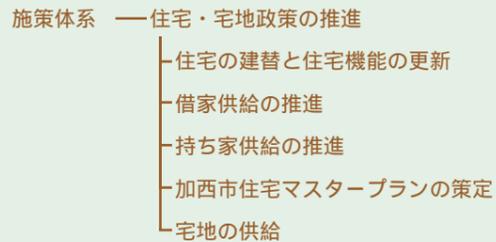
(農村整備事業の実施)

各事業制度を活用して、農業生産基盤、農村生活環境を一体的かつ計画的に整備します。
排水路、農業集落排水処理施設等の整備を積極的に行うとともに、整備終了後維持管理を実施して、地域の環境改善を促進します。

4. 住宅・宅地政策の推進

基本方向

気候や風土、景観と調和した住宅や住環境の整備を推進します。また、高齢者や障害者が住みやすい住宅、災害に強い住宅、合理的な価格で取得できる住宅等、多様な住まいへのニーズに対応した質の高い住宅や宅地の供給を促進します。



(住宅の建替と住宅機能の更新)

住宅の建替や機能更新を図るため、各種融資・貸付制度の活用を促進するとともに、諸施策の一層の拡充を要望していきます。

(借家供給の推進)

新たな借家需要に対応するため、良質な民間借家の供給を促進します。

市営住宅は、加西市公営住宅再生マスタープランに基づき、団地の統廃合や建替を推進し、清水、別府、横尾に続いて第4番目の団地として、吉野団地の建設に着手します。県営荒神山住宅は、引き続き3棟目の建設着手に努めます。

(持ち家供給の推進)

市内での人口定着を図るため、低価格で質の高い勤労者向け住宅の整備を推進します。
ため池を核に、その水辺空間を活用した花と緑と水辺に囲まれた特色ある住宅団地の整備を検討します。

(加西市住宅マスタープランの策定)

民間、公営、持家、借家のすべての住宅を対象に現状分析と将来の住宅需要を予測するために、加西市住宅マスタープランを策定し、このマスタープランに基づき今後の住宅計画を誘導します。

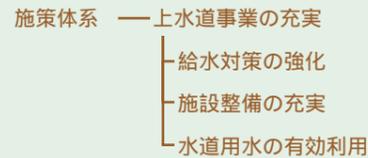
(宅地の供給)

新たに必要となる宅地の供給を図るため、土地区画整理事業の他、北条鉄道沿線の住宅開発、県特定用地(栄・桑原地区等)や旧国鉄用地の住宅用地への活用など、公共施設の整備と合わせて、計画的な宅地開発を促進します。
秩序ある宅地開発を進めるため、開発許可制度等を適切に運用し、民間活力を望ましい方向に誘導します。

5. 上水道事業の充実

基本方向

市民に良質で安定的な給水を確保するため、給水対策の確立と施設整備の充実を図るとともに、水道用水の有効利用を図ります。



(給水対策の強化)

市域の開発計画に対応した配水区の検討を行うとともに、事故の際における断水区域の縮小に努め、安定供給を図ります。
災害時の給水対策のため、隣接市町との相互連絡体制の確立を図るとともに、兵庫県等関係団体を含めた広域的な相互応援体制の強化に努めます。

(施設整備の充実)

第7次拡張事業計画に基づき施設の整備を行い、中央監視体制の強化に努めます。
老朽施設の更新並びに配水管網工事を関連事業との連携を図りながら、効率的に行います。

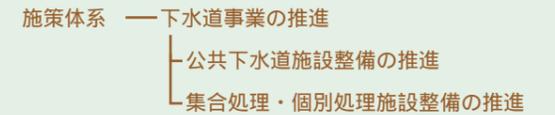
(水道用水の有効利用)

施設整備を充実するとともに、漏水調査を計画的に行い、漏水防止に努めるとともに有収率の向上を図ります。
市民に対して水道水利用の啓発を行い、水利用の適正化を図るとともに、水道事業健全化に努めます。

6. 下水道事業の推進

基本方向

快適な生活環境の確保や河川をはじめとする公共用水域の水質の保全、市街地の浸水防除を図るため、公共下水道施設整備の推進と集合処理・個別処理施設整備を促進します。



(公共下水道施設整備の推進)

汚水については、計画決定区域内での汚水管整備の早期完成を図るため、計画的な整備を進めます。
雨水については、街路整備・土地区画整理等の事業と調整しながら、清水川(手前川幹線)に続き黒駒幹線の整備を進めます。
平成10年に新たに市街化区域に編入した中野地区等についても、下流地域の事業の進捗に合わせた汚水管の整備と区域内雨水対策に係る整備促進を図ります。

(集合処理・個別処理施設整備の推進)

公共下水道計画区域外においては、「生活排水処理施設整備計画」に基づき、農業集落排水事業、コミュニティ・プラント整備事業、個別合併処理浄化槽事業等の手法を用いて事業の推進を図り、水質汚濁の防止や生活環境の整備を推進します。



都市活動の活発化に伴い、都市活動による環境への影響が大きくなってきたため、環境の保全とともに、良好な都市環境を創出することが重要となってきました。

このため、都市景観の向上、自然環境の保全と利用、みどりのまちづくりの推進などに努めます。

現況と課題

1. 都市景観の向上

昔からのたたずまいを残す田園景観や、ため池、丘陵地の水や緑、新市街地の街並みなどを生かしながら、加西らしい都市景観の形成を図る必要があります。

都市の景観を形成するためには、市民や事業者に対して、景観意識を高揚するための啓発事業を進めながら、市民、事業者、行政が一体となって、総合的な景観を形成していく必要があります。

ため池や河川の水、豊かな緑などの貴重な景観資源、古墳等の歴史的な遺産は、共有の財産としてこれらを守るとともに、地域の特性を生かしながら育成します。さらに、新たな魅力を創るという視点に立って、次の世代に引き継いでいく必要があります。



北条町の街並み

2. 自然環境の保全と利用

加西市は、田園、ため池、古墳、丘陵地の古寺、文化財や自然公園の緑など、豊かな自然・田園・歴史環境が守り育てられてきています。市内に生息する動植物の実態を把握するため、生態調査委員会を設置し、自然環境の調査も引き続き推進します。

快適な生活環境の創造を図るためには、開発と調和した自然環境の保全と緑の創出が重要であることから、無秩序な土地利用転換を抑制する必要があります。

3. 公園・緑地の整備

加西市は、緑豊かな自然環境に恵まれています。公園が十分に整備されているとはいえない

ことから、公園・緑地の整備を求める市民の声が高まっています。

都市公園のうち、街区公園など住区基幹公園は、まだまだ少ない状況にあります。

都市公園の整備面積は、平成12年3月現在、4.1m²/人（県平均5.8m²/人）です。

今後、都市公園の整備を促進するとともに、神社境内や公会堂等の広場の公園化、丘陵地の自然活用型公園・緑地としての活用、植樹植林による緑の創出、公共施設の公園化など、公園化意識の啓発と市民参加による市内全域にわたる公園づくりが望まれます。

4. 沿道緑花の推進

中国自動車道加西インターチェンジと山陽自動車道加古川北インターチェンジの二つのインターチェンジを結ぶフラワーロードをはじめ、市内の幹線道路の積極的な緑花を進め、ゆとりと特色ある道路空間の創出に努める必要があります。



沿道緑花

5. みどりのまちづくりの推進

加西市全域の調和のとれた諸機能を視覚的に表現し、心豊かな市民生活を表現する全市的緑花は、市民をはじめ、加西市の文化イメージを伝える手段としても早急に行う必要があります。快適でうるおいのあるまちづくりを求める市民の願いなどから、現在、国をあげて、また、県においてもさわやか県土づくりとして緑花推進運動が進められていますが、加西市においても、公園・緑地の整備だけでなく、みどりを調和させた都市環境、都市景観の創出に努める必要があります。

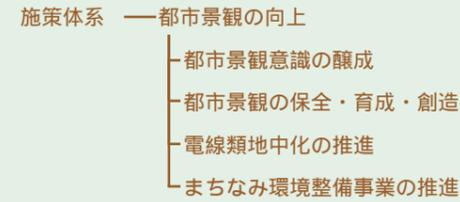
施策

1. 都市景観の向上

基本方向

魅力ある美しいまちづくり「ガーデンシティ加西」を実現するため、都市景観意識の醸成を図るとともに、都市景観の保全・育成・創造を推

進めます。



(都市景観意識の醸成)

魅力ある美しいまちづくりの実現に向け、優れた都市景観の形成を図るため、市民や事業者に対して、都市景観や自然景観の大切さなど、景観意識を高めるための啓発を行います。市民や各関係機関等が景観形成に積極的な役割を果たすよう、地区計画の導入や景観条例の制定などを検討し、そのPRに努めます。

(都市景観の保全・育成・創造)

開発団地周辺や自然公園などの丘陵地の緑は、保全することを基本とします。ため池と田園、集落、古墳などが組み合わさった加西らしい景観を形成している地域については、調和のとれた景観を保全育成します。公共施設や大規模建築物、住宅団地などの建設については、都市景観を重視した計画とし、新しい加西の個性を創出していきます。

(電線類地中化の推進)

市街地再開発区域およびその周辺において、都市景観の向上を図るため、電線類の地中化を推進します。

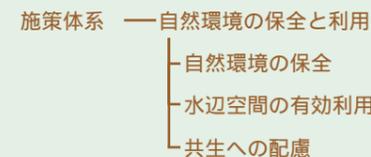
(まちなみ環境整備事業の推進)

「まちづくり協議会」への活動支援を図りつつ、まちなみ保存区域を検討し、宿場の面影を残す市街地のまちなみの保全と整備を図り、来訪者や住民にとっても、うるおいと安らぎが感じられるまちなみ環境整備事業を推進します。

2. 自然環境の保全と利用

基本方向

良好な都市環境の基礎となる自然環境の保全を図るとともに、秩序ある利用を図ります。また、生物との共生に配慮しながら、ため池等の水辺空間の有効利用を図ります。



(自然環境の保全)

緑豊かな自然環境を無秩序な開発から守るため、一団となった優良農地の保全や自然公園区域での開発を原則として抑制します。やむを得ず土地利用転換を行う場合でも、環境アセスメントを実施するなど、周辺の集落環境への影響や、河川、水路の下流域への影響を考慮し、周辺環境との調和を図るものとします。

(水辺空間の有効利用)

市内に多くあるため池について、自然環境の保全と有効利用のバランスを考慮しながら整備を進めます。親水機能を高め、水に親しむことができる河川の水辺環境整備を促進します。主要な既存ため池等についてピオトープ化を推進します。点在する皿池を利用した蓮作り運動を奨励して、花にあふれた水辺空間を創出します。



水辺環境調査

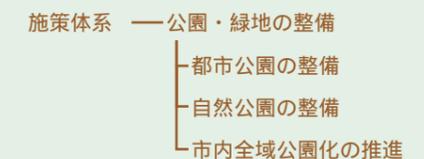
(共生への配慮)

自然環境調査をもとに、貴重な動植物等の保護を進めるとともに、開発事業者との計画段階からの連携を深めることにより、共生への道を模索します。

3. 公園・緑地の整備

基本方向

快適な都市環境を形成するため、加西市緑の基本計画に基づき、本市の特性を生かした公園・緑地の整備を推進します。



(都市公園の整備)

加西市を代表する都市基幹公園である丸山総合公園の機能充実と規模拡大を図り、休息・運動・文化機能を備えた市民のシンボルゾーンとして整備を推進します。
加西南・加西東産業団地に代表される産業団地の緑空間を積極的に公園化します。
土地区画整理事業と連携して、市街化区域内における街区公園など公園整備を推進します。
玉丘古墳周辺の玉丘史跡公園については、予定施設整備後は都市公園への編入を検討します。

(自然公園の整備)

播磨中部丘陵県立自然公園の風致を保全するとともに、公園内の古法華寺、一乗寺、周遍寺を中心とした森林環境の整備に努めます。
市北部の久学寺、奥山寺周辺についても、風致の保全と森林環境の整備に努めるほか、丘陵地を活かした「加西の森総合公園」など自然環境の中でスポーツや野鳥との憩いの場となる公園の整備を検討します。

(市内全域公園化の推進)

古くからの石造文化のイメージを生かした公園の整備を推進します。
市民の協力のもとに市内のいたるところを花と緑で彩り、市内全域の公園化を積極的に推進します。

4. 沿道緑花の推進

基本方向

うるおいのあるまちづくりを促進するため、幹線道路と生活道路を花いっぱいにする沿道緑花を推進します。

施策体系 — 沿道緑花の推進

- 幹線道路沿線の緑花
- 生活道路沿線の緑花

(幹線道路沿道の緑花)

観光客等の来訪者に、花と緑のまちを強くアピールするとともに、地元住民に対しても緑花や保全意識の高揚を図るため、中国自動車道を含む市内主要幹線道路沿道に花木の植栽等の緑花、愛称付けを推進します。

(生活道路沿道の緑花)

市民生活にうるおいを与える通学路や商店街等の沿道緑花を図るため、校区のシンボル花木や町花の植栽、花の種子の供与など支援対策を推進します。
沿道緑花の植栽は、計画や実施、維持管理の過程で、コミュニティやNPO等の自主的取り組みや参画を生かしながら進めていきます。



5. みどりのまちづくりの推進

基本方向

全市的に緑豊かなまちづくりを実現するため、公共施設緑花と民有地緑花を推進するとともに、緑花意識の啓発を行います。

施策体系 — みどりのまちづくりの推進

- 公共施設緑花の推進
- 民有地緑花の推進
- 緑花意識の啓発

(公共施設緑花の推進)

緑花推進事業として、公共施設等への樹木の供与等を行い、公共施設緑花を推進します。
緑花と一体となった公共施設のデザインの工夫などを推進します。
北条鉄道の利用者が花と緑に親しむことができるよう、北条町をはじめとする駅周辺の緑花を推進します。

(民有地緑花の推進)

緑花推進事業として各町に花木を供与することによる花木の里づくりや各町の花を制定する一町一花や小学校区単位でシンボル果樹、花木の育成を図る「果樹・花木の里づくり」運動等を通じて、民有地の緑花の推進を図ります。

(緑花意識の啓発)

花と緑のまちづくりのため、市民参加による加西市花いっぱい運動や環境美化運動などを展開します。花づくりを通して、市民への緑花意識の啓発を行い、美しいまちづくりと地域のコミュニケーションを図ります。

経済活動の高度化や生活空間の広域化が進む中、人や物の動きを支える交通基盤の重要性がますます高まっています。こうした社会ニーズに対応できる信頼性・安全性に優れた交通ネットワークの構築を進めます。さらに、豊かな住民生活の実現を図るため、自然や社会的環境に配慮した質の高い交通基盤の整備に努めます。

現況と課題

1. 道路整備の推進

加西市の道路骨格は、地域開発に大きな役割を果たしている中国自動車道の他に、市域を南東から北西に貫く県道三木山崎線、西から北東に貫く国道372号、北から南へ貫く県道玉野倉谷線、高砂北条線、高砂加古川加西線、市北部を東から西に貫く県道滝野市川線および市南部を東から西に貫く県道小野香寺線で構成されています。

国道、県道、市道の道路延長、舗装率ともに伸びているものの、都市計画道路の整備率は、平成12年3月末現在56.5%（県平均69.1%）であり、特に旧市街地内での整備が遅れています。

加西市では、通勤ばかりでなく、日常生活全般にわたってマイカーが一般的な交通手段となっています。一世帯あたりの自家用車保有台数が2.4台と高まっていることもあり、市街地内には相当混雑度の高い道路も見られます。市内発生交通量に対応し、市街地の更新と都市機能の拡充を図るためにも、都市計画道路をはじめとする幹線道路、地区道路の早期の体系的整備が望まれます。

中国自動車道加西インターチェンジと山陽自動車道加古川北インターチェンジを結ぶ路線は、ほぼ市の中央を南北に通じ、広域交通都市軸として、また、市の骨格路線としての整備が望まれています。また、各工業団地の飛び市街地と中心市街地を結ぶ路線の整備、中心市街地内での県道三木山崎線の渋滞緩和等が急がれています。



資料：都市整備部

市道の幅員別延長と面積の推移

幅員	平成5年	平成7年	平成9年	平成11年	平成12年
総数	延長(m) 459,850 面積(m ²) 2,286,844	延長(m) 468,025 面積(m ²) 2,342,598	延長(m) 465,375 面積(m ²) 2,332,431	延長(m) 472,868 面積(m ²) 2,400,191	延長(m) 473,275 面積(m ²) 2,403,757
6.5m以上	延長(m) 85,001 面積(m ²) 758,186	延長(m) 86,262 面積(m ²) 769,542	延長(m) 77,824 面積(m ²) 693,306	延長(m) 82,015 面積(m ²) 742,819	延長(m) 82,407 面積(m ²) 746,259
4.5m以上	延長(m) 109,870 面積(m ²) 593,414	延長(m) 119,012 面積(m ²) 642,348	延長(m) 131,777 面積(m ²) 710,256	延長(m) 134,473 面積(m ²) 752,900	延長(m) 134,582 面積(m ²) 726,438
2.5m以上	延長(m) 245,224 面積(m ²) 891,386	延長(m) 243,287 面積(m ²) 887,501	延長(m) 240,744 面積(m ²) 895,406	延長(m) 241,462 面積(m ²) 898,237	延長(m) 241,367 面積(m ²) 897,824
1.5m以上	延長(m) 19,244 面積(m ²) 43,338	延長(m) 18,953 面積(m ²) 42,687	延長(m) 14,558 面積(m ²) 32,997	延長(m) 14,446 面積(m ²) 32,769	延長(m) 14,116 面積(m ²) 32,769
1.5m未満	延長(m) 511 面積(m ²) 520	延長(m) 511 面積(m ²) 520	延長(m) 472 面積(m ²) 466	延長(m) 472 面積(m ²) 466	延長(m) 472 面積(m ²) 466

資料：都市整備部

2. 公共交通機関の充実

マイカーが中心の加西市でも、青少年、高齢者、身体障害者などの自ら運転できない階層は、鉄道、バスなどの公共交通機関に大きく依存しています。また、エネルギー効率、環境問題、交通混雑の緩和、地域全体の経済負担から見ても、公共交通機関の果たす役割は大きなものとなっています。

加西市の主要な公共交通機関として北条鉄道（レールバス）市内を放射線状に走る神姫バスと中国自動車道の高速バスがありますが、高速度バスを除いて、いずれの乗客数も伸び悩んでいます。

今後、市内コミュニティバスなど北条鉄道とバス輸送の密接な連携や、開発と交通体系の整合による乗客確保等、市内全体の公共交通体系の再構築を図る必要があります。

北条鉄道利用状況の推移

年度	計	定期		定期外
		通勤	通学	
平成3年	334,091	69,360	114,420	150,311
平成5年	311,583	55,080	112,980	143,523
平成7年	316,428	42,480	137,730	136,218
平成9年	308,380	36,420	139,560	132,400
平成10年	302,293	33,900	147,000	121,393
平成11年	294,488	33,240	140,460	120,788
平成12年	295,501	34,980	148,580	111,941

資料：企画総務部

鶴野地区にある飛行場跡は、これからの「空の時代」に対応できる拠点として、滑走路跡地の活用を検討していく必要があります。

3. 交通環境の充実

自動車交通量の増大は、道路交通容量超過による交通渋滞を発生させ、産業活動や日常生活への影響が懸念されています。このため、交差点改良等による道路交通環境の整備が課題となっています。

交通事故防止に向け安全性の高い道路交通環境の整備が求められています。

景観の改善や歩行者空間の確保、高い防災性の確保等のため、電線類の地中化の促進が課題となっています。

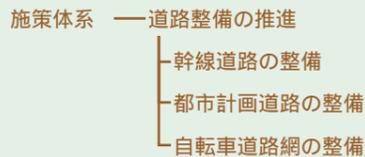
道路整備に際して、人と車の安全確保の他、高齢者や障害者等弱者にやさしい道路整備も望まれています。また、花と緑につつまれたうまいのある道づくりなど、沿道の景観や街路樹にも配慮する必要があります。

施策

1. 道路整備の推進

基本方向

加西市の地域経済の活性化に資するとともに、市民の日常生活の利便性を確保するため幹線道路、都市計画道路および一般市道の整備を推進します。また、自転車道路網の整備も図ります。



(幹線道路の整備)

市内の道路を、南北基幹交流軸、広域幹線道路、地域幹線道路、生活基盤道路に分け、その性格に応じた整備を図ります。

<南北基幹交流軸の整備>

・山陽自動車道加古川北インターチェンジと中国自動車道加西インターチェンジを結び、さらに北播磨地域と連絡する北播磨ハイランドハイウェイの一部を構成し、加古川右岸地域の南北交流軸としての役割を果たす(仮称)加西中央幹線」の整備を促進します。

<広域幹線道路の整備>

・県道三木山崎線県立北条高校周辺の交通安全施設新設・改良工事や国道372号沿線集落密集地における交通環境改善など、加西市の動脈となる広域幹線道路の整備をセミバイパス等の手法も視野に入れ効率的に進めます。

<地域幹線道路の整備>

・加西市と密接な関係にある姫路市との連絡道路である県道豊富北条線の整備を促進します。
 ・県道高砂加古川加西線、滝野市川線および小野香寺線の狭隘箇所等の改良を積極的に促進します。

<生活基盤道路の整備>

・中心市街地での県道三木山崎線の交通渋滞解消に資するため、通過交通等のための市街地周辺迂回路として、市道高室市村線に引き続き西谷坂元線の整備を進め、早期完成をめざします。
 ・市道繁昌谷郷線、山下鎮岩線、剣坂野条線、北条長線、桑原田中野線、小谷西谷線、殿原田谷線、豊倉日吉線等については、費用対効果を勘案しながら計画的な整備を図ります。
 ・北部泉地区と北条地区を結ぶ県道大和北条停車

場線古坂トンネルのオープンカット化など危険箇所の改善を図り、市内での交流促進を進めます。

(都市計画道路の整備)

中心市街地での都市計画道路三木山崎線と北条栗田線の整備を市街地再開発事業の進捗と整合を図りながら計画的に進めます。広域交流時代に対応した都市計画道路ネットワークの構築を図るため、両インターチェンジと北条地区中心市街地、市内飛び市街地を結ぶ路線の計画決定追加・見直しを行います。

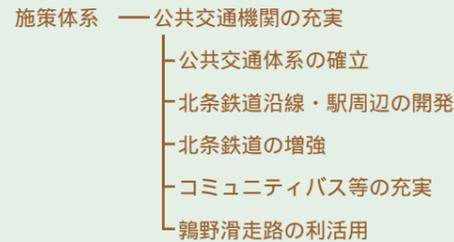
(自転車道路網の整備)

環境にやさしい自転車利用を促進するため、「播磨中央自転車道」の整備を促進し、既設の市のサイクリングロードとのネットワーク化、サイクリング・ターミナル、ポケット公園等の設置などにより、各観光施設や文化財などと有機的にネットワークした緑の小径を形成します。

2. 公共交通機関の充実

基本方向

市民の日常生活の利便性を確保するため、市民の誰もが利用できる鉄道、バス輸送などの公共交通機関の充実を図ります。



(公共交通体系の確立)

市民誰もが利用できる鉄道、バス輸送などの公共交通体系の確立を図ります。公共交通による住宅地、観光地、工業団地等とのネットワーク化、主要ターミナルでのパーク&ライドシステム等により、公共交通機関の利用増進と利便の向上を図ります。

(北条鉄道沿線・駅周辺の開発)

沿線住民ばかりでなく、観光客の鉄道利用も図るため、北条町駅を中心に再開発事業の中でバスバスの設置や駅前広場等、魅力ある駅周辺の整備を推進します。沿線に住宅団地や工業団地の開発を進め、新たな乗車需要の創出に努めます。

(北条鉄道の増強)

JR加古川線の電化高速化を近隣市町とともに推進することにより、北条鉄道の利用増進を図

ります。鉄道利用者の利便性向上のため、車両の行き違い施設の設置などによる増便や既設駅舎の改築などを検討します。市民の身近な通勤、通学の足として役割を果たす北条鉄道について、その重要性のPRに努めるとともに、利用促進運動や関連する行事開催を推進します。



北条鉄道

(コミュニティバス等の充実)

バス事業の規制緩和(需給調整規制の廃止)による生活交通の確保のため、本当に必要なバス交通サービスの見極めを行うとともに、スクールバス、乗合タクシー等の活用を含めた効率的な輸送形態の新たな枠組みを確立します。

(鶴野滑走路の利活用)

商業用ヘリポートなど「空の時代」に対応した施設整備等の検討を周辺地区住民とともにを行い、滑走路跡地の利活用を進めます。

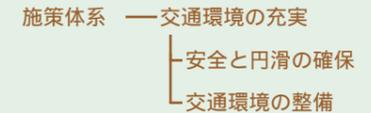


医療搬送用ヘリコプター

3. 交通環境の充実

基本方向

誰もが安心して暮らせるまちづくりや、渋滞の少ない円滑な交通環境を実現するため、安全で快適な交通安全施設の整備を進めます。また、加西市の豊かな自然、歴史、文化を活用した魅力とうまいのある道づくりを進めるとともに、周辺環境と調和のとれた交通基盤整備に努めます。



(安全と円滑の確保)

歩行者等の安全性の向上を図るため、幅の広い歩道設置や電線類の地中化を進めるとともに、学校、駅、医療施設、福祉施設等の周辺地域を中心に、音響式信号機や弱者感应信号機の設置を推進します。

交通事故多発地点における交差点改良・視距改良を進めるとともに、視認性の高い信号機の設置、対向車接近表示装置、自発光式道路標等交通安全施設の整備を推進します。

交通渋滞多発箇所の交通環境改善のため、わかりやすい迂回路表示などドライバーの立場に立った案内標識の設置を進めます。

(交通環境の整備)

県の福祉のまちづくり条例等に基づき高齢者や障害者等弱者にやさしい道路整備を推進します。路線ごとに特徴のある街路樹を施し、うまいのある道づくりを進めるとともに、市街地および公共施設周辺の歩道整備に際してはカラー舗装等を施し、沿道と道路施設との調和のとれた一体的整備の美化化を図ります。



市民生活の利便性向上や産業の活性化等による地域の新たな発展を図るため、大量の情報を高速で国内外と交換できる情報通信基盤の整備、生活・産業等様々な分野における情報通信システムの整備、情報化に対応した人材の育成、さらには、インターネットなどの積極的な活用による情報の発信等、高度情報化への取り組みを積極的に推進します。

現況と課題

1. 情報通信基盤等の整備

民間事業者が整備する光ファイバー網などの情報通信インフラの有効活用により、高速・大容量・双方向の地域情報ネットワークの整備に取り組み、住民サービスの充実に努める必要があります。地域生活に密着した情報の提供システム、また放送と通信の融合による家庭内の情報機器の普及が今後さらに期待されています。

2. 高度情報社会への対応

行政においては、多様化・複雑化している住民ニーズに迅速かつ的確に対応し、質の高い住民サービスの提供に努めるため、情報通信技術の成果を防災、教育、福祉、医療等の各種行政分野にわたって積極的に活用していくことが求められています。情報化の進展の中で、市民の誰もが利便性を享受できるよう、高齢者や障害者にとっても使いやすい機器や技術の利活用を行うとともに、情報化に関する知識の普及啓発が必要です。産業分野においては、いわゆるネットビジネスをはじめ情報通信ネットワークを生かした新たな産業が生まれてきています。今後も、これら情報通信技術を活用する幅広い情報関連産業の育成・振興が求められています。

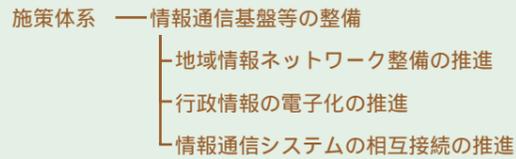
3. 情報交流の推進

情報の交流を通じ開かれた地域づくりを行うため、地域の情報収集と蓄積を行うとともに、情報通信ネットワークを介し効果的な情報発信を行う必要があります。また、世界的規模の情報通信網であるインターネットを活用し、個人や地域レベルで電子空間を介した活発な情報交流が期待されます。

施策

1. 情報通信基盤等の整備

基本方向
誰でも、どこでも、いつでも、情報の受発信ができるように、地域情報ネットワークの整備を促進します。



(地域情報ネットワーク整備の推進)

システムの広域化やデジタル化の動向、また住民や民間企業などの地域情報化の担い手に配慮した地域情報ネットワーク整備方策を検討するとともに、電気通信事業者と連携を図った地域情報ネットワークの整備を推進します。

(行政情報の電子化の推進)

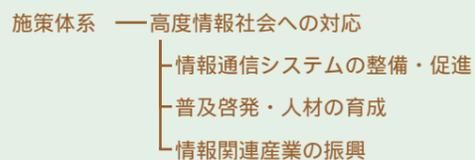
紙ベースの文書の形で保存、流通している各種行政情報の電子化(電子データ化)は、ネットワークを通じた行政情報の提供や行政手続きサービスの電子化の実現を図る上で基盤となるものであることから、戸籍総合システムをはじめ早急に着手し、順次適用範囲の拡大を図ります。地域情報ネットワークを整備する過程において、住民に対する提供情報の拡大を図るため、インターネット等を通じてアクセスができるよう、システムの高度化を推進します。

(情報通信システムの相互接続の推進)

住民利便の向上やシステムの効率性の向上を図るため、他の地方公共団体や国等の行政機関との連携も含めて、情報通信システムの相互接続性、相互運用性の確保を推進します。

2. 高度情報社会への対応

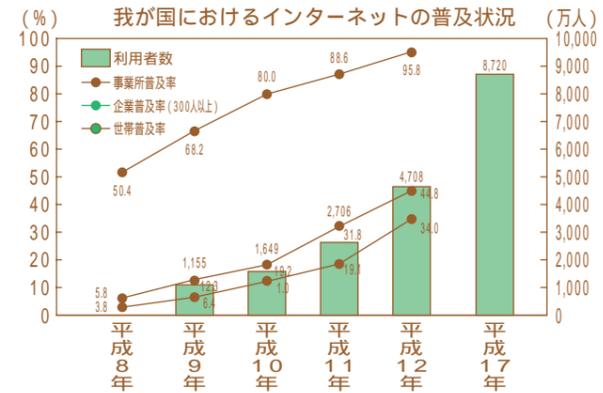
基本方向
市民の利便性の向上と市内産業振興を支援する各種情報通信システムの整備を進めます。また、情報化を担う人材の育成と情報関連産業の振興を図ります。



(情報通信システムの整備・促進)

農林業における商品の流通や気象等の情報提供システム、商工業における受発注システムや販売システム、技術情報システム等、地域産業の振興に資する情報通信システムの整備を推進します。緊急時に必要な情報が、迅速・的確に収集・提供が行えるよう、新たなシステム整備を推進します。

行政サービスの向上と行政事務の効率化を図るため、パソコン導入の推進、庁内LANによる全機関のネットワーク化等とともに、住民基本台帳ネットワークシステムなど国や県等の行政機関との総合的なネットワークシステムの整備を推進します。



資料：通信利用動向調査、生活の情報化調査

(普及啓発・人材の育成)

市民の地域情報化に対する意識を醸成するため、関連機関との連携を図りながら、啓発活動を推進します。市民が高度情報化に主体的に対応できるよう、学校の情報化教育機器の活用や公民館等の公的施設に情報化に親しめる機能を付加する等、市民の情報活用能力を高める学習環境の充実に努めます。小さい頃から情報社会に親しめるように、小・中学校におけるカリキュラムの整備等、系統的・体系的な情報教育を推進します。いわゆるデジタルデバインド(情報格差)のない

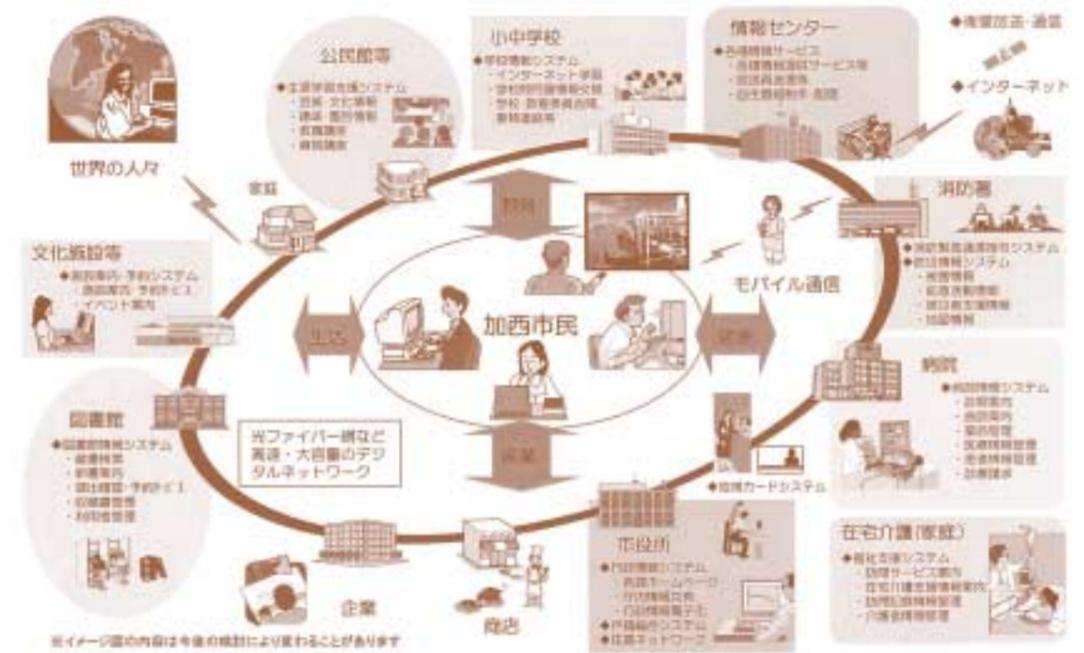
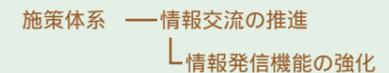
よう、高齢者・障害者にとっても使いやすいシステムの普及を進め、誰もが情報化の恩恵を公平に受けられるように努めます。個人情報保護制度に基づく個人情報の保護を図るほか、利用モラル、知的財産権の保護等の啓発を行うとともに、情報システムのセキュリティ確保に努めます。

(情報関連産業の振興)

情報関連技術を生かした地域産業の振興や高度化を促進するため、公的研究機関や大学と市内企業による産学官の緊密な連携体制の構築を図ります。情報関連産業の育成と健全な発展を図るため、中小企業を対象とした低利貸付等優遇措置・助成措置の活用を促進します。公的試験研究施設等が保有する情報関連機器の共同利用を進めるとともに、より多くの事業者等が情報通信ネットワークを介し遠隔利用できる基盤づくりを推進します。情報通信技術の進展を背景にしたSOHOなど、地域や個人の就業環境に応じた雇用の確保・拡大を図る観点から普及促進に努めます。

3. 情報交流の推進

基本方向
地域の情報発信力の強化や、電子空間における情報交流を促進するため、インターネット等を活用し、グローバルな情報発信を推進します。



地域情報ネットワークイメージ図

(情報発信機能の強化)

インターネットホームページの拡充を図ることにより、加西市の情報を広く内外に情報発信します。

市内各地域における情報のコンテンツづくりを積極的に支援するなどインターネット等を活用した市内各種団体の情報発信機能の充実を促進するとともに、それぞれの発信内容を相互に関連づけ、インデックス化を図るなど地域情報の一体的な発信を推進します。

第6章 市民と行政の協働による 計画実現に向けて

第1節 市民参画・協働によるまちづくりの推進

第2節 地方分権時代における行財政運営の確立



「より質の高い生活」の実現を図るため、これまでの「官」主導によるまちづくりから、自分が地域において何が出来るか、またどう助け合っていくかという視点からの共助によるまちづくりや、市民や地域コミュニティ、企業・団体を巻き込んだ様々な主体の協働によるまちづくりを推進するとともに、男女共同参画社会の実現をめざします。

現況と課題

1. 市民参画の確立

地方分権の時代を迎えて、市民自治の確立は地域経営の大きな課題です。これからの地域づくりにあたっては、地域の人々の幅広い参加や参画の仕組みを用意することは欠かせない条件となっています。

まちづくりの過程に市民参画の機会を創出し、市民の意見が市政に反映されるシステムの形成が必要となっています。

同時に、市民の主体的な活動に対し、情報の提供、技術の援助、経費の支援など行政の支援システムを確立し、市民と行政の協働によるパートナーシップの形成を図ることにより、市民参画の確立が求められています。

市勢要覧など広報紙以外の冊子の発行や、テレビ、ラジオなどの媒体を通じての多様な広報活動も行っていますが、今後、インターネットなど高度情報時代にふさわしい広報・広聴活動の充実が求められます。

市政懇談会、市民相談など幅広く市民の意見や要望の把握に努めていますが、今後はこれらの広聴活動に加えて、各種審議会やフォーラム等行政への市民参画を積極的に推進していくことが求められます。

市民と行政が共に考え、行動する活力に満ちた市政を進めていくためには、市民のプライバシーの保護に十分配慮しつつ、市政に関する各種情報の公開を図る必要があります。

2. 男女共同参画社会の実現

《男女が共にいきいき生活できる意識づくり》

法制度面での男女平等は確立されつつありますが、雇用の場や家庭内、地域社会で実質的な平等は未だ確保されていない状況にあります。男女の固定的な性別役割の分担意識を払しょくし、女性も男性も、個性、能力、適性を十分に発揮することにより、個人がいきいきと幸福感を持って暮らせる生活を創造することが大切です。

男女が共にいきいき生活できる意識づくりのためには、まず人権の尊重と男女の平等意識を社会のあらゆる場に深く浸透させ、さらに、実質的な平等を実現するために、「社会的・文化的に形成された女性と男性の格差を解消する視点」を定着させる必要があります。

《あらゆる分野に平等に参画できる社会づくり》

平均寿命の伸び、子どもの数の減少、女性の高学歴化や意識の変化、女性の就労意欲の高まり等、女性の社会参画を促進する要因は増大しています。

しかし、「男は仕事、女は家庭」という意識や、社会のいろいろな場面での固定的な性別役割分担が、女性の参画を阻んでいます。女性の社会参画の意義は、単に女性の労働力を社会に活かすということに止まらず、多様な人々が社会のあらゆる分野に参画することにより、豊かな21世紀を切り開く新たな価値観が創造されることにあります。

男女が協力して、共に家事労働や地域活動などの無償労働と有償労働のバランスをとりながら、対等なパートナーシップに基づく男女平等参画社会づくりの実現を目指すことが必要です。

《多様な選択を可能にする環境づくり》

性ととられず個人の個性と価値観が尊重され、ライフステージのどの時期でも多様な生き方が選択できる社会は、女性にとっても男性にとっても住みやすい社会です。

男女が個人の特性と能力を十分に生かした選択を行うためには、個々の能力を高め、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在になることが必要です。

男女共同参画社会の実現のためには、女性の主体性や意欲を抑制する社会慣行や社会意識の除去に努めるとともに、学習・就業の機会提供とそれらに関わる条件整備が重要です。加西市を物質的豊かさや精神的豊かさの調和した、誰にとっても住みやすい社会とするためには、人口の半分を占める女性が、その個性と能力を十分に発揮できる環境を整備する必要があります。

3. 地域コミュニティの育成

加西市における地域コミュニティは、自治会組織を中心として高齢者団体や女性団体等の活動が展開されていますが、世代間における価値観の相違やライフスタイルの多様化に伴い、その勢力が脆弱化しつつあります。

少子高齢化や核家族化の進行などの社会情勢を背景として、地域活力を維持増進させるためには、個人を地域が支える地域コミュニティの育成が不可欠となっており、あらためて地域社会のあり方を問い直す時代を迎えています。

4. NPOへの支援

阪神・淡路大震災を契機として、ボランティア活動の効果上げるには、ボランティアをコーディネートするリーダーや市民組織が必要不可欠となり、単にボランティアという個人の意志による活動だけでなく、民間非営利の立場で独自の社会目的を掲げ、日常活動を行う

NPOの存在が重要になってきています。住みやすい地域社会を維持・形成していく上で、福祉や安全、環境等の分野でのNPOの主体的な活動による役割が期待されています。個人ボランティアやNPO活動を普及啓蒙し、幅広い活動を支えるため、技術・情報提供や組織運営などを側面的に支援する体制づくりが必要です。

5. 民間とのパートナーシップの構築

近年、企業の中には地域コミュニティの一員としての「企業市民」という新しいコンセプトが生まれ、地域社会との関係を重視するところも現れてきました。

市勢の発展は、民間活動によるところが大きく、企業や民間団体の柔軟で創意あふれる発想、優れた経営力、それぞれの分野における豊富な情報、ノウハウが十分に発揮され、活発な活動が展開されることが大変重要になってきます。

加西市における各種施策の展開のためには、企業・団体・個人等とのパートナーシップ構築が必要不可欠となっています。

6. 情報の提供と情報システムの構築

情報処理技術の飛躍的な向上や情報ニーズの増大・多様化などにより、情報の提供者として行政が果たす役割がますます重要になっていきます。

市民参画の促進を図る上でも、市民生活に必要な情報とともに市政に関する多彩な情報を積極的に提供することが求められています。

市政に関する情報の提供は、施策推進の透明性と信頼性の確保のために欠くことのできないものとなっています。

様々な行政情報が、適時かつ有効に活用できるよう、情報の収集・提供・保護についての総合的な推進体制を整備する必要があります。

施策

1. 市民参画の確立

基本方向

市民参画の確立を図るため、市民参画の仕組みづくりに努めます。広報広聴活動の充実と情報の公開を図ります。

施策体系 — 市民参画の確立

- 市民参画の仕組みづくり
- 広報、広聴活動の充実
- 情報公開

(市民参画の仕組みづくり)

各種審議会等の充実を図り市民参画の機会を増

加させるなど、まちづくりの過程に、幅広い市民参画の仕組みを用意し、市民と行政の知恵を結集する市民参画の市政の推進に努めます。

地方の時代は広聴の時代ととらえ、市政懇談会、加西っ子議会などの開催をさらに各層に拡大し、まちづくりについて自由に討論できる場や、市民の声をバックアップできる機会を多く持てるようにします。

市民提案制度の実施および市民提案箱を庁内に設けるなど市民の市政への気軽な参画を引き続き求めていきます。さらにメールやインターネットなどにより直接、市民の声を行政に生かせるシステムの充実を図ります。



市民参画

(広報、広聴活動の充実)

市政に対する市民意向調査や各種の相談業務等の充実を図り、市民の意見や要望を的確に把握し、市民の声が市政に反映されるような広聴活動の充実を努めます。

広報紙の一層の充実を図るとともに、子ども広報・グラフ加西等の冊子での情報について、それぞれの目的に合わせてタイムリーな内容を集約的に企画して広報するなど、多様化した広報活動をさらに充実します。

市の出来事全てをニュースとして捉え、全職員を広報マンとして位置づけます。さらに、加西市広報委員会制度を充実します。

報道媒体を利用した広報の充実を図るとともにインターネットなどの活用についても推進します。

テレビ・ラジオ放送等への番組提供や市勢ビデオの製作など、広域広報を展開することにより市のイメージアップとUターン等の促進を図ります。

国際化時代に対応して外国語による広報・広聴活動の必要性についても検討します。

(情報公開)

市民参画のまちづくりを支援するため、積極的に情報の公開を推進します。

情報管理機能の整備を進めるとともに、個人のプライバシー保護を十分図りつつ、市政に関する

る各種情報の公開に努めます。

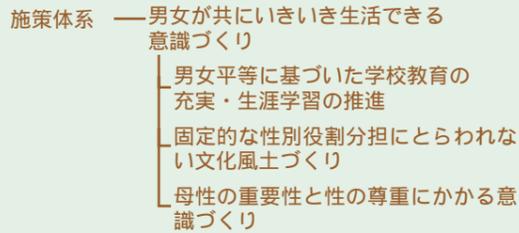
2. 男女共同参画社会の実現

《男女が共にいきいき生活できる意識づくり》

基本方向

学校教育において相互の尊重、理解と協力を取り上げ、人格形成期における男女平等意識を育てます。また、地域や職場でも人権擁護・男女平等や共同参画に関する意識を育む生涯学習や啓発を推進します。

歴史的・社会的・文化的に作られた性差を固定化する慣習やしきたりを見直し、男女が共にのびやかに生きる文化や社会風土を育てます。母性の重要性和子育てに大切な役割を果たす父性についての理解を深め、人権としての性の尊重を男女が共に認識するよう努めます。



(男女平等に基づいた学校教育の充実・生涯学習の推進)

学校教育全体を通して、人権の尊重、男女の平等、相互協力、理解についての指導の充実等を図ります。

生徒本人が性にとらわれず自らの生き方、能力、適性を考え、将来の目標を持ち、主体的に進路を選択する能力・態度を身につけることができるよう指導します。

男女平等問題の解決に資する講座開設を図るなど、男女共同参画社会の実現に関する生涯学習の一層の充実を努めます。

(固定的な性別役割分担にとらわれない文化風土づくり)

多様な媒体を通じて、男女共同参画に関する認識を深め、人権尊重の理念を社会に浸透させるため、広報啓発活動の推進を図ります。各種団体との連携を密にし、多様な対象に焦点を合わせた催し等を開催することにより、意識の浸透を図ります。

職場・家庭・地域等様々な場において、固定的な性別役割分担につながる慣行等について、広くその見直しを呼びかけます。

(母性の重要性和性の尊重にかかる意識づくり)

女性差別の防止と母性保護の重要性並びに子育てにおける父性の必要性に関する意識啓発を行います。

児童生徒が発達段階に応じ、性に関する科学的

な知識を身につけ、生命の大切さを理解し、男女平等の精神に基づく異性観が育まれるように、学校における性教育の充実を努めます。

セクシュアル・ハラスメントは、人権を侵害する行為であるとの認識を普及させるとともに、防止に向けた取り組みの促進、相談・援助機能の充実等、施策の強化を図ります。

《あらゆる分野に平等に参画できる社会づくり》

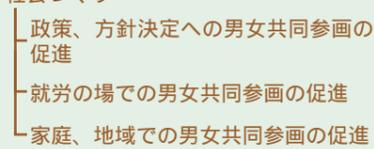
基本方向

男女共同参画社会基本法の理念に基づき、行政施策や政策決定の場において、男女の意見が対等に反映されるよう、男女が共に参画することを促進します。

職場において各個人の立場を正しく位置づけるとともに、誰もがその能力を十分発揮できるよう、就業の機会拡大、多様な就業環境の整備を促進します。

家事、育児、介護等の家庭生活に関する労働は、社会的に意義のある仕事であることを正当に評価し、男女が共に築く家庭づくりを促進します。また、豊かで住みやすい社会形成に欠かせない地域活動に男女が共に参画することを促進します。

施策体系 — あらゆる分野に平等に参画できる社会づくり



(政策、方針決定への男女共同参画の促進)

審議会等の委員への女性の参画を積極的に進めます。

女性の職域の拡大、管理職への登用および能力開発を一層促進します。

あらゆる機会を通じて、女性の登用等について企業、労働組合、各種機関・団体等に協力要請を行うとともに、社会的機運の醸成を図ります。

(就労の場での男女共同参画の促進)

男女雇用機会均等法の改正趣旨の徹底と、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の改善対策を図ります。

女性が妊娠中および出産後も安心して働ける就労環境を整備し、妊産婦の健康管理にかかる施策の充実を図ります。

働くことを中心とする女性の社会参画を積極的に支援するため、女性の職業能力開発の支援を図ります。

男女共に安心して育児休業や介護休業を取得し、職業生活と家庭生活とが両立できる働きやすい環境の整備が行われるよう努めます。

(家庭、地域での男女共同参画の促進)

多様なニーズに対応した保育サービスの充実、子育てに伴う経済的負担の軽減、子育ての孤立化や不安の解消を図るための相談・支援体制の充実に努めます。

男女が共に職業生活と家庭生活との両立を図り、地域社会にも参画するために、その基礎的条件である労働時間の短縮を図るとともに、特にこれまで家庭や地域、ボランティア活動への参画の少なかった男性の積極的な参画を促進します。

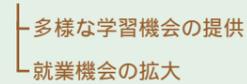
《多様な選択を可能にする環境づくり》

基本方向

誰もが生涯どの時期でも主体的に学習できるような機会の提供と、学習内容の多様化を図ります。

男女が多様な職業選択を行えるように就業機会の拡大と、個人の資質に合わせた職業能力の開発、向上のための機会や情報の提供を行います。

施策体系 — 多様な選択を可能にする環境づくり



(多様な学習機会の提供)

男女の多様化、高度化した学習ニーズに対応するため、幅広い学習情報の整備に努め、育児期、介護期、高齢期においても個性と能力が発揮できるよう学習機会を充実します。

(就業機会の拡大)

男女雇用機会均等法の遵守と企業の雇用管理全般において、男女の均等な取り扱いを確保するため、事業主等に対し積極的な指導を行います。

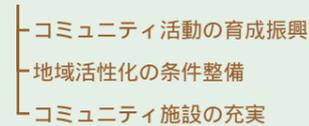
3. 地域コミュニティの育成

基本方向

地域のコミュニティを形成するため、コミュニティ活動の育成振興を図るとともに、地域活性化の条件整備を努めます。

コミュニティ活動の拠点となる施設の充実に図ります。

施策体系 — 地域コミュニティの育成



(コミュニティ活動の育成振興)

市民同志のふれあいや連帯を軸とした地域での自主的なコミュニティ活動の育成振興を図るとともに、地域を支えるボランティア活動を支援

し、よりよい地域社会づくりに努めます。

自治会等がそれぞれの地域特性を生かし、住民自らが考え、自らの手で特色ある地域づくりを進めるための制度の創設や地域活動の支援の仕組みを作り、地域に対する関心や自治意識の醸成に努めます。

(地域活性化の条件整備)

地域づくりの担い手としてのコミュニティ・リーダーの養成や地域で様々な活動に取り組んでいる人材の発掘、地域活動組織の育成、ふれあいや交流の機会の創出等、地域活性化の基盤整備に努めます。

(コミュニティ施設の充実)

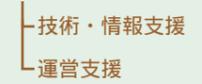
住民の身近なコミュニティ活動の中核的拠点となる市民会館、北部・南部の各公民館、善防公民館の施設の充実に努め、地域のニーズに即応した体制整備に努めます。

4. NPOへの支援

基本方向

NPO(民間非営利組織)など自主性に基づいた新たなグループの活動を支援し、こうした取り組みへの個人の参画と団体相互のネットワークを促進しながら、市民参画による市民主体の地域づくりを推進します。

施策体系 — NPOへの支援



(技術・情報支援)

生涯学習などの人づくりや福祉、防災、緑花等、今後、NPOやボランティアによる主体的な活動が期待される分野について、組織づくりや会議運営、活動内容などの相談やアドバイスを行います。

学習・研修機会の提供、簡単な打合せや会場の提供を行います。

組織間のネットワークづくりや交流の人的支援等を行います。

(運営支援)

NPOの活動立上を支援するため、期間等を限定した助成制度等を検討します。

5. 民間とのパートナーシップの構築

基本方向

市民、企業、NPO等が一体となった協議会を中心に、市民・企業との連携によるまちづくりを推進します。

加西市独自の取り組みが可能な分野から、民間の公共的サービス分野への参入を促すとともに、社会資本整備や行政サービスの提供に関し

て可能な限り民間に委ねる「PFI」(プライベート・ファイナンス・インシアティブ)の導入を検討するなど、民間との新しいパートナーシップを構築し、効果的かつ弾力的な施策展開を図ります。

施策体系 — 民間とのパートナーシップの構築

- 市民・企業との連携によるまちづくりの推進
- PFI導入上の条件整備

(市民・企業との連携によるまちづくりの推進)
 計画の基本目標である「花と歴史と愛のまちかさい」の実現を目指して、企業・団体・個人などの参画を得た協議会を軸に、地域の総合力を発揮したまちづくりを推進します。
 新たな地域づくりと活性化のため、今後、市内に立地する企業にも積極的な行政参画を求めたまちづくりを推進します。

(PFI導入上の条件整備)
 加西市でPFIが導入可能な分野を検討するとともに、導入にあたっての課題等の研究分析を行います。
 研究分析の成果に基づき、条件整備を進め、制度導入を図ります。

6. 情報の提供と情報システムの活用

基本方向
 プライバシー保護など運用面での安全性や信頼性を確保しながら、情報システムの確立による行政サービスの向上を図るとともに、受発信機能の強化に取り組み、総合的な情報提供を推進します。

施策体系 — 情報の提供と情報システムの活用

- 情報受発信機能の強化
- 情報提供の推進

(情報受発信機能の強化)
 公共・公益施設への情報機器の設置やネットワークの拡大を進め、市民向けの行政情報はもちろん、保健、医療、福祉、防災、教育など、市民が望む情報の受発信機能の強化に努めます。

(情報提供の推進)
 情報公開制度の周知と資料のデータベース化等による、適性かつ効率的な情報管理を図るとともに、情報公開のための閲覧コーナーの資料充実に努めます。
 さらに文字媒体の他、インターネット等新しいメディアを活用した情報提供を推進します。

地方分権をはじめとする時代の要請や地域の多様なニーズに柔軟に対応し、質の高い市民サービスを提供するため、効率的な行財政運営の基盤を確立します。

現況と課題

1. 地方分権に対応した行政運営
 社会経済情勢や市民の価値観の変化に伴い、行政需要が複雑化・多様化するとともに、その適切な処理のあり方が問われる状況にあるなかで、地方分権の推進や行財政構造の改革の必要性が求められています。
 これらの要請に応えるため、行政サービスの向上を図る視点に立って、効率的で計画的な行政運営に取り組む必要があります。
2. 健全で効率的な財政運営
 めまぐるしく変化する社会経済情勢や行政需要に対処するため、財源の確保や経常経費の縮減、新規事務事業の厳選など、財政基盤の強化と財政運営の効率化・健全化を図ることが不可欠となっています。
 今後は地方分権の進展に伴い、財政運営の自由性・独自性が高められる反面、自己責任に基づく自立的・自己完結的な財政運営が求められます。
3. 行政の広域化への対応
 情報化の進展や広域交通体系の整備等に伴い生活圏・経済圏が拡大し、様々な行政分野において広域的な機能・役割の分担と連携が必要となっています。
 行政効率や適性配置など圏域としての共通の利益や発展を図る面からも、広域的な見地に立った共同的な取り組みが求められています。

施策

1. 地方分権に対応した行政運営
 基本方向
 高度化、複雑化、多様化、大量化する行政需要への適切な対応と、地方分権の推進を図るため、計画的かつ効率的な行政運営を推進します。

施策体系 — 地方分権に対応した行政運営

- 計画的・効率的な行政運営
 - 計画的な行政運営
 - 組織機構の整備
 - 事務事業の見直し
 - 窓口業務の効率化
 - 開かれた行政運営
 - 行政の情報化
- 地方分権を担う職員の育成
- 行政への信頼の確保

(計画的・効率的な行政運営)
 計画的な行政運営
 施策・事業の実施にあたっては、実施計画など行動プログラムの作成とそれに基づく継続的・同時的な進行管理を行い、計画的な行政運営の推進に努めます。また、部局間の連携の強化を図るとともに、迅速な意思決定のできる体制づくりを推進します。

組織機構の整備
 高齢化、国際化、情報化など社会経済情勢の変化に対応し、新たな行政課題や多様化する市民ニーズに即応した施策を総合的・機能的に推進するため、事務事業の見直しとあわせて、スクラップ・アンド・ビルド(組織の肥大化を防ぐため、新しく部署を設ける場合に、組織の統廃合を同時に行うこと)の徹底による簡素で効率的な組織・機能の整備を推進します。また、事務事業の態様等によっては、NPO(民間非営利法人)やPFI(公民協調型の事業方式の総称)などの、新たな組織・手法による民間活力やノウハウの導入・活用についても検討します。

事務事業の見直し
 政策評価制度の導入等により、事務事業の優先度、緊急度、実施効果等に基づく施策の格付けや重点化、執行プロセスの改善等を図り、組織・機構の効率化とあわせて事務事業の整理・合理化に努めます。また、行政の責任領域の明確化とそれに基づく事務事業の簡素・効率化に努めます。

窓口業務の効率化
 住民の利便性向上のため、OA化・システム化のより一層の推進と証明書交付の自動化の推進などにより、窓口業務の高度化・効率化を図ります。

開かれた行政運営
 行政運営の公正の確保と透明性の向上のため、

個人情報の保護を図りながら、情報公開制度の適正な運用に努めるとともに、行政手続の明確化などに取り組み、アカウントビリティ（説明責任）を果たした、開かれた分かりやすい行政運営の確立を目指します。

行政の情報化

情報の取扱いに関する安全確保に配慮しつつ、総合情報ネットワーク等の整備やインターネットを活用した行政サービスの向上および地域間格差の是正を図り、行政の情報化の推進に努めます。

（地方分権を担う職員の育成）

体系的・継続的かつ多様な研修の実施と充実により、職員の資質の向上と目的意識の共有化を図り、地方分権を担うにふさわしい、適切な情報分析のもとに自ら考え、自ら実行することのできる職員の育成に努めます。また、職員の自主性や自己達成意欲を育む自発的な研修活動を支援します。

（行政への信頼の確保）

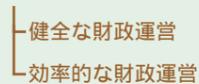
事務処理の標準化と業務量の適正把握を行い、市民本位の地方自治の確立、事務処理の効率化、スピード化、サービスの品質向上と公平性の確保などを推進し、市民から信頼される行政運営と満足される行政サービスの提供を行います。

2. 健全で効率的な財政運営

基本方向

常に経常経費の抑制や新たな財源の確保に努めながら、効率的・計画的な財政運営を推進し、社会情勢や行政需要の変化に柔軟に対応できる財政基盤の確立を図ります。

施策体系 — 健全で効率的な財政運営



（健全な財政運営）

課税客体の的確な把握、収納率の向上など、財源の確保を図るとともに、使用料、手数料その他受益者負担の適正化、公平化に努めます。財政支出については、経費全般の徹底的な見直しや事業の厳選を行い、その節減合理化と予算の厳正かつ計画的な執行を図り、健全な財政運営を推進します。市の資産管理については、施設等の形成されたストックの蓄積をバランスシート（貸借対照表）の作成などにより適切に把握した上で長期的視点から改修・更新などの投資を実施し、的確な管理運営を推進します。

（効率的な財政運営）

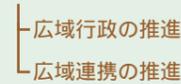
施策の優先度・緊急度や投資効果を勘案し、予算の重点配分、財源の有効活用、事業等の効果的・戦略的展開による、効率的な財政運営を推進します。

3. 行政の広域化への対応

基本方向

より効率的かつ効果的な行政目的の達成を図るため、既存の市町村の枠組みにとらわれず、市民の日常生活圏、交通・経済による共通圏域などを単位として、共同処理や行政連携をはじめとする広域的な対応の充実に取り組みます。

施策体系 — 行政の広域化への対応



（広域行政の推進）

圏域全体の利益・発展と市民福祉の一層の向上のため、事務の共同処理やその推進体制の充実を図るとともに、行政間の人事交流等の推進に努めます。広域連合や市町村合併など新たな広域的対応についても必要に応じて検討します。

（広域連携の推進）

歴史文化など共通する特性を持つ都市との行政連携および市民交流の活発化を図り、広域連携の推進に努めます。

人づくり施策体系表

いきいき個性あふれる人づくり	1. 生涯学習の推進	1. 生涯学習の基盤整備	1. 生涯学習を支援する体制づくり 2. 生涯学習施設の整備充実 3. 学習者への適切な学習機会の提供 4. 学習の成果を活かす機会の充実	
		2. 生涯学習の充実	1. 学習機会の拡充 2. 世代間交流の推進 3. 情報化、国際化への対応	
		3. 人権教育の推進	1. 社会教育における人権教育の推進 2. 企業その他一般社会における人権教育の推進	
	2. 学校教育の充実	1. 学校教育の充実	1. 幼児教育の充実	1. 幼児教育の充実
			2. 小・中学校教育の充実	2. 小・中学校教育の充実
			3. 障害（児）者教育の充実	3. 障害（児）者教育の充実
			4. 高等学校教育の充実	4. 高等学校教育の充実
			5. 時代の進展に対応した教育の充実	5. 時代の進展に対応した教育の充実
			6. 教職員の人材確保と資質向上	6. 教職員の人材確保と資質向上
			7. 学校施設の整備	7. 学校施設の整備
			8. 週5日制に対応した教育の推進	8. 週5日制に対応した教育の推進
			9. 開かれた学校づくりの推進	9. 開かれた学校づくりの推進
			10. 健康づくりと防災教育の推進	10. 健康づくりと防災教育の推進
	3. 青少年の健全育成	1. 家庭教育の充実	1. 11. 健康づくりに資する食教育の推進	1. 11. 健康づくりに資する食教育の推進
			1. 2. 人権教育の推進	1. 2. 人権教育の推進
		2. 地域の教育力の強化	1. 高等教育の充実	1. 高等教育機関との連携・立地促進
1. 学習機会の充実			1. 学習機会の充実	
4. 生涯スポーツの振興	2. 青少年自身の実践活動の促進	2. 情報提供と相談の充実	2. 情報提供と相談の充実	
		3. 家族ふれあい事業の推進	3. 家族ふれあい事業の推進	
	3. 青少年自身の実践活動の促進	1. 学校空き教室の地域への開放	1. 学校空き教室の地域への開放	
		2. プレーリーダーの育成	2. プレーリーダーの育成	
		3. 見学・体験活動の拡大	3. 見学・体験活動の拡大	
4. 青少年育成環境の整備	1. 青少年の社会参加・自主活動の推進	1. 青少年の社会参加・自主活動の推進		
	2. 青年活動の促進	2. 青年活動の促進		
	3. 自主性と社会性のかん養	3. 自主性と社会性のかん養		
	1. ゆとりの中で生きる力を育む学校教育	1. ゆとりの中で生きる力を育む学校教育		
4. 生涯スポーツの振興	1. レクリエーションスポーツの振興	2. ふれあいと活力ある地域づくり	2. ふれあいと活力ある地域づくり	
		3. 活動リーダーの育成	3. 活動リーダーの育成	
		4. 青年教育の場の充実	4. 青年教育の場の充実	
		5. 各種団体による巡回パトロールの実施	5. 各種団体による巡回パトロールの実施	
	2. コミュニティスポーツの振興	1. ウォーキングの振興	1. ウォーキングの振興	
		2. 自然歴史探訪歩け歩け運動の振興	2. 自然歴史探訪歩け歩け運動の振興	
		3. スポーツ教室の推進	3. スポーツ教室の推進	
	3. スポーツ施設の整備・充実	4. 指導者の養成・活用	4. 指導者の養成・活用	
		1. 地域スポーツ活動の推進	1. 地域スポーツ活動の推進	
		2. コミュニティクラブの育成	2. コミュニティクラブの育成	
	4. 競技スポーツ大会の誘致	3. 学校施設開放事業	3. 学校施設開放事業	
		1. 公共スポーツ施設の整備	1. 公共スポーツ施設の整備	
2. スポーツ施設の利用促進		2. スポーツ施設の利用促進		
1. 兵庫県都市区対抗駅伝競走大会		1. 兵庫県都市区対抗駅伝競走大会		
2. 国民体育大会		2. 国民体育大会		
3. 新たなスポーツ大会の誘致	3. 新たなスポーツ大会の誘致			



いきいき個性あふれる人づくり	5. 芸術・文化の振興	1. 芸術・文化意識の高揚	1. 芸術・文化にふれあう機会の提供
			2. 郷土文化の理解
			3. 文化の香るまちづくり
			4. 顕彰の実施
		2. 芸術・文化活動の支援	1. 芸術・文化情報の発信
			2. 環境の整備
		3. 芸術・文化の国際交流	1. 国際芸術・文化交流の推進
			2. マルチメディアの活用
		4. 文化財の保存と活用	1. 文化財の調査と指定および普及推進
			2. 文化財保存整備の推進
			3. 史跡整備の推進
			4. 埋蔵文化財の保護
	5. 石仏・石造品の保存と活用		
	6. 国際交流の推進	1. 海外との交流の推進	1. 友好提携先を中心にした諸外国との交流事業の展開
			2. 文化・スポーツ・経済等の交流の促進
		2. 国際理解教育の推進	1. 国際的に開かれた学校づくり
2. 外国語教育の充実			
3. アイデンティティの確立と人材育成			
3. 国際交流基盤の整備		1. 国際社会に対応できる人材の育成	
		2. 外国人にも住みやすいまちづくりの推進	
4. 国際協力の推進		1. 交流等を通じた国際協力の推進	

健康づくり施策体系表

安心して生活できる健康づくり	1. 生涯にわたる健康づくりの推進	1. 健康都市づくりの推進	1. 保健・医療・福祉のネットワーク化
			2. 体系的な健康づくりの推進
			3. 健康づくり組織の育成
			4. あったか友愛訪問活動の推進
			5. ごはんを食べよう運動の推進
	2. 医療の充実	2. 医療の充実	1. 加西病院の施設整備
			2. 高次医療、包括医療の推進
			3. 救急医療体制の整備
			4. 高齢者医療の充実
			5. 在宅医療の推進
	2. 地域福祉の推進	1. 人権の尊重	1. 人権意識の高揚
			1. 生きがい対策の推進
		2. 長寿社会対策・高齢者福祉の充実	2. 高齢者保健福祉の推進
			3. 施設福祉の充実
			4. 保健・医療・福祉の連携
5. 安全・快適な生活環境の推進			
1. 子育て支援サービス等の充実			
3. すこやかな子育て支援、児童・母子福祉の充実		2. 子育て期の不安解消対策の推進	
		3. 子育てを支援する社会環境の充実	
		4. いのちを守る子育て環境の充実	
4. 障害者（児）福祉の推進	4. 障害者（児）福祉の推進	5. 子供の声が聞こえるまちづくりの推進	
		6. ひとり親家庭福祉の充実	
		7. 児童健全育成の推進	
		1. 啓発活動の推進	
		2. 福祉施設の充実	
		3. 介護体制の充実	
		4. 社会参加の促進	
3. 地域福祉を支える基盤整備	1. 福祉のまちづくりの推進	1. 生活環境の整備	
		1. 参加型社会福祉の推進	
	2. 福祉を支える人づくりの推進	2. 社会福祉団体の充実強化	
		3. 家族介護支援事業の充実	
		1. 介護保険制度の充実	
3. 社会保障等制度の充実	3. 社会保障等制度の充実	2. 年金制度の充実	
		3. 生活保護制度の充実	
		4. 医療保険・福祉医療制度の充実	
5. 成年後見制度等の活用			

環境づくり施策体系表

安全で豊かに暮らせる環境づくり	1. 災害に強い安心のまちづくり	1. 防災体制の整備充実	1. 地域防災力の強化・育成
			2. 地域防災施設の整備充実
			3. 通信体制の整備充実
			4. 避難誘導体制の検討
			5. 防災意識の高揚を図るための啓発事業の実施
		2. 消防・救急体制の整備充実	1. 消防施設、設備等の効率的な整備
			2. 消防団組織の充実
			3. 救急救命体制の整備
		3. 治山	1. 保安林の整備・充実
			2. 山林の開発規制と指導
			3. 保健機能の活用
		4. 治水	1. 調節池の設置と活用
	2. 河川改修の推進		
	3. 河川管理の推進		
	4. ため池機能の保全		
	2. 犯罪交通事故等のない安全で明るいまちづくり	1. 地域安全体制の充実	1. 地域安全活動の推進
			2. 暴力の追放
			3. 防犯活動
		2. 交通安全活動の充実	1. 交通安全施設の整備
			2. 交通安全教育の充実
3. 消費者支援体制の充実		1. 相談業務の充実	
		2. 消費者団体の育成	
3. 環境共生社会の実現		1. 地球環境への貢献	1. 地球環境保全の普及啓発
			1. 生き物を共生するまちづくりの推進
	2. 里山再生プロジェクトの推進		
	3. 企業や団体等の自然保護および利用にかかる活動の促進		
	4. 森林の保全		
	2. 自然環境の保全と活用	5. 森林の活用と緑化の推進	
		1. 公害発生源の監視・指導・対策	
		2. 環境の監視	
		3. 自動車公害対策の充実	
		4. 生活排水対策の推進	
	3. 快適な生活環境の実現	5. 河川・ため池の美化運動の推進	
		6. 花咲く街かどづくりの奨励	
		7. フラワーバンク制度の創設	
		8. 快適環境の創造	
		9. 公園墓地・斎場の整備	
4. 環境教育・環境学習の推進	10. 事業者の自主管理体制の強化		
	1. 多様な学習機会の提供		
	2. 家庭、地域社会等との連携		
	3. 産廃物対策の推進		
4. 循環型社会の実現	1. 資源・エネルギーの有効利用	1. 未利用エネルギーの活用	
		2. 省資源・省エネルギーの検討	
	2. 循環型社会の構築	1. ごみ処理施設の運営	
		2. ごみ対策の推進	
		3. 産業廃棄物対策の推進	
		4. 広域的なごみ処理体制の確立	
		5. 普及・啓発活動の充実	
		6. 生活排水処理施設の拡充	
7. し尿収集処理体制の整備			
8. ゼロ・エミッションへの取り組み			

産業づくり施策体系表

活のある産業づくり	1. 農林業の振興	1. 地域特性を生かした農業生産	1. 特色ある米づくりの推進
			2. 収益性の高い土地利用型農業の推進
			3. 付加価値の高い園芸作物の推進
			4. 研究機関等との連携
		2. 食品流通の展開	1. 効率的な流通システムの確立
			2. 食と農との連携の推進
		3. 経営体の育成	1. 担い手農家の育成
			2. 集落営農組織の育成
			3. 青年農業者の育成
			4. 女性農業者の育成
			5. 高齢者の能力活用
			6. 経営の安定化対策
	7. 相談体制の充実		
	4. 生産基盤の整備	1. 計画的土地利用の推進	
		2. 生産基盤の整備推進	
		3. 集落営農の推進	
	5. 畜産の振興	1. 畜産経営の安定化対策	
		2. 家畜ふん尿の適正処理と有効利用	
	6. 田園空間の活用と環境保全型農業の推進	1. 農村景観の維持・保全	
		2. 都市との交流促進	
3. 農村の公益的機能の維持			
4. 環境保全型農業の推進			
5. 景観作物の植栽			
7. 森林の保全	1. 管理施設の整備		
	2. 森林環境の保持		
	3. 森林の公益的機能の維持増進		
2. 工業の振興	1. 高度化・高付加価値化の促進	1. 新事業創出への総合的支援	
		2. 企業誘致の促進	
		3. 企業のマーケティング能力の強化・支援	
		4. 企業活動の情報化促進	
		5. 経営基盤の安定対策	
	2. 産学官交流・連携の推進	1. 産学官交流・連携体制の整備	
		1. 起業家の育成・確保	
	3. 人材の育成・確保	2. 技術者のUターン等の促進	
		3. ニューファクトリー化の推進	
		1. 企業と地域との連携促進	
4. 地域との交流・環境との調和	2. 環境に優しい企業活動・技術開発支援		
	1. 産業立地条件の整備		
5. 産業基盤の整備促進	2. 産業団地の開発促進		

活力ある産業づくり	3. 商業・サービス業の振興	1. 地域商業の魅力向上	1. 魅力ある店舗・商店街づくりの促進
			2. 経営基盤の強化
			3. 商店街のリーダー等の人材育成
			4. 商業振興イベントの開催
	2. 商店・商店街の情報化支援	1. 商店の情報発信力の強化	
		2. 商店の情報化の総合的支援育成	
		3. 商業基盤の整備	1. 中心市街地の整備
			2. 商業施設の整備
	4. サービス業の高付加価値化の推進	1. 市民生活支援サービス業の振興	
		2. 花づくり事業の育成	
		3. ニューサービス業の育成	
	4. 観光・ビジター産業の振興	1. 魅力ある観光地の形成	1. 観光拠点のネットワーク化
			2. ホスピタリティーの醸成と人材育成
		2. 観光基盤等の整備	1. 交通体系・付帯施設の整備
			2. 安心して楽しめる観光地づくり
			3. 宿泊施設等の誘致
			4. 滞在型観光施設の検討
			5. 観光施設の整備
			6. 播磨中央自転車道との連携
3. 誘客活動の展開促進		1. PR・情報提供の充実	
		2. 企画・イベントの充実	
4. 観光振興体制の強化		1. 広域観光の推進	
		2. 地域産業との連携	
	3. 推進体制の強化		
5. 労働対策の充実	1. 雇用の安定と拡大	1. 雇用の創出	
		2. 労働者が主体的に可能性を追求できる環境整備	
		3. 長寿社会への対応	
		4. 障害者対策	
	2. 職業能力開発の推進	1. 労働者個人主導の職業能力開発への支援	
		3. 労働環境の改善	1. ゆとりある勤労者生活の実現

基盤づくり施策体系表

次世代を支える基盤づくり	1. 都市基盤の整備	1. インター周辺整備	1. 広域交流拠点の整備
			1. 再開発の推進
		2. 市街地整備	2. 旧市街地の整備
			3. 土地区画整理事業の推進
		3. 農村整備	4. 新市街地の開発・整備
			1. 農村整備計画の策定
	4. 住宅・宅地政策の推進	2. 農村整備事業の実施	
		1. 住宅の建替と住宅機能の更新	
		2. 借家供給の推進	
		3. 持ち家供給の推進	
		4. 加西市住宅マスタープランの策定	
	5. 上水道事業の充実	5. 宅地の供給	
		1. 給水対策の強化	
		2. 施設整備の充実	
	6. 下水道事業の推進	3. 水道用水の有効利用	
		1. 公共下水道施設整備の推進	
	2. 都市環境の創出	1. 都市景観の向上	2. 集合処理・個別処理施設整備の推進
			1. 都市景観意識の醸成
			2. 都市景観の保全・育成・創造
			3. 電線類地中化の推進
		2. 自然環境の保全と利用	4. まちなみ環境整備事業の推進
			1. 自然環境の保全
			2. 水辺空間の有効利用
		3. 公園・緑地の整備	3. 共生への配慮
1. 都市公園の整備			
2. 自然公園の整備			
3. 市内全域公園化の推進			
1. 幹線道路沿道の緑花			
4. 沿道緑花の推進	2. 生活道路沿道の緑花		
	5. みどりのまちづくりの推進		
	1. 公共施設緑花の推進		
3. 交通基盤の整備	1. 道路整備の推進	2. 民有地緑花の推進	
		3. 緑花意識の啓発	
		1. 幹線道路の整備	
	2. 公共交通機関の充実	2. 都市計画道路の整備	
		3. 自転車道路網の整備	
		1. 公共交通体系の確立	
		2. 北条鉄道沿線・駅周辺の開発	
		3. 北条鉄道の増強	
	3. 交通環境の充実	4. コミュニティバス等の充実	
5. 鶴野滑走路の利活用			
4. 情報化の推進	1. 情報通信基盤等の整備	1. 安全と円滑の確保	
		2. 交通環境の整備	
		1. 地域情報ネットワーク整備の推進	
	2. 高度情報社会への対応	2. 行政情報の電子化の推進	
		3. 情報通信システムの相互接続の推進	
		1. 情報通信システムの整備・促進	
	3. 情報交流の推進	2. 普及啓発・人材の育成	
		3. 情報関連産業の振興	
		1. 情報発信機能の強化	

計画実現施策体系表

市民と行政の協働による計画実現に向けて	1. 市民参画・協働によるまちづくりの推進	1. 市民参画の確立	1. 市民参画の仕組みづくり
			2. 広報、広聴活動の充実
			3. 情報公開
		2. 男女共同参画社会の実現	1. 男女が共にいきいき生活できる意識づくり
			2. あらゆる分野に平等に参画できる社会づくり
			3. 多様な選択を可能にする環境づくり
	3. 地域コミュニティの育成	1. コミュニティ活動の育成振興	
		2. 地域活性化の条件整備	
		3. コミュニティ施設の充実	
	4. NPOへの支援	1. 技術・情報支援	
		2. 運営支援	
	5. 民間とのパートナーシップの構築	1. 市民・企業との連携によるまちづくりの推進	
		2. PFI導入上の条件整備	
	6. 情報の提供と情報システムの活用	1. 情報受発信機能の強化	
2. 情報提供の推進			
2. 地方分権時代における行財政運営の確立	1. 地方分権に対応した行政運営	1. 計画的・効率的な行政運営	
		2. 地方分権を担う職員の育成	
		3. 行政への信頼の確保	
	2. 健全で効率的な財政運営	1. 健全な財政運営	
		2. 効率的な財政運営	
	3. 行政の広域化への対応	1. 広域行政の推進	
2. 広域連携の推進			